

中間的就労の場への仕事の発注促進策

民需・在宅就業障害者支援制度の可能性



2017年2月28日

株式会社 研進 出縄 貴史

<http://www.kenshin-c.co.jp/>

①

▶ 研進 & (社)進和学園の取り組み

■ 中核事業: Honda車部品組立加工(43年目)

本田技研工業(株):

①特例調整金(障害者雇用納付金制度)を本邦自動車メーカーで唯一受給。

2008年度～毎年継続受給。

⇒ 8年間特例調整金 累計額 2,107万円

②優先発注企業等厚生労働大臣表彰(2015年度創設/第1回受賞)



臨時厚生労働大臣よりホンダ様に表彰状授与
2015年10月20日 厚生労働省 会議室



②

■ 事業の多角化への取り組み

1. 「しまむらストアー」との連携

平塚市内11店舗 施設外就労・自主製品販売

(株)しまむら:

①特例調整金(障害者雇用納付金制度)を本邦スーパー業界で初めて受給。
2013年度～毎年継続受給。

②障害者雇用優良事業所(高・障機構表彰/神奈川県表彰)



株式会社 しまむら

施設外就労

③

2. 「いのちの森づくり」

プロジェクト(9法人10施設連携)

ドングリや木の実を採取

して苗木を栽培!

植樹して自然の森を再生!

2006～苗木出荷 20万本超過!
かながわ地球環境賞受賞



3. 進和学園自主製品 製パン・菓子類/農産物加工

①市場に通用する商品開発(価格・品質・納期)

⇒ 湘南みかんぱん(全国逸品セレクション準グランプリ)

⇒ ソフトフランス(パン) 富士屋ホテル

直営レストラン採用

⇒ トマト小松菜パン 学校給食

②販路開拓 ⇒ 地産地消

⇒ 通販「楽天・湘南とまと工房」

*ホンダ、しまむらストアー他への販売(パン・菓子類・トマトジュース・苗木等)

⇒ 各社からの「発注」として各社の特例調整金に反映される!



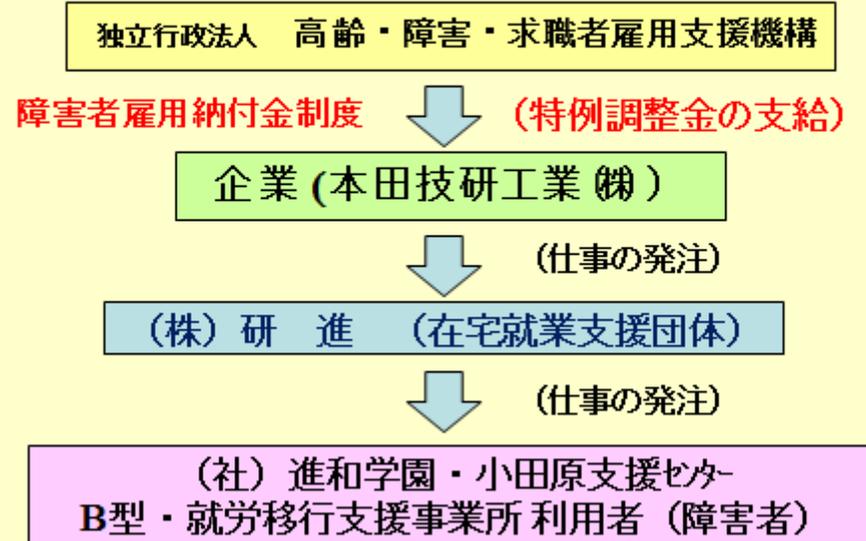
④

Honda車部品事業 契約形態



⑤

在宅就業障害者支援制度 (障害者雇用促進法/企業への発注奨励策)



⑥

在宅就業障害者支援制度 (障害者雇用促進法/企業への発注奨励策)

1. 制度の対象(在宅就業場所)

自宅もしくは、福祉施設(B型・就労移行支援事業所)
但、A型(雇用型)事業所は対象外。A型の場合、雇用主(A型事業所)に
調整金・報奨金が支給されるため、同じ財源から発注企業に対して別途助成
される仕組みとはなっていない。

2. 特例調整金・特例報奨金

① 特例調整金:発注企業の常用労働者数100人超の場合

年間支払工賃総額 35 万円毎に 21,000 円(6%)が支給される。
法定雇用率未達成企業については、特例調整金の額に応じて、障害者雇用
納付金が減額(相殺)される。
⇒「発注」の場合も障害者雇用納付金に反映され、一部に「みなし雇用」
の考え方が導入されている。

② 特例報奨金:発注企業の規模が上記を下回る場合

但し、雇用報奨金の受給を受けている企業に限る。

年間支払工賃総額 35 万円毎に 17,000 円(4.86%)が支給される。

⑦

在宅就業障害者支援制度 (障害者雇用促進法/企業への発注奨励策)

■ 特例調整金・特例報奨金の支給実績 (単位:件/千円)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
支給件数	6	7	12	8	12	11	11	12	11
支給金額 合計	618	858	5,004	3,831	4,557	4,461	4,221	5,418	5,103

本制度は、障害者雇用促進法において福祉的就労分野に焦点を当てた画期的なものであるが、認知度は低く活用しにくいこと(支払工賃額証明書作成等の事務処理が煩瑣)、福祉施設
にとってのインセンティブに乏しい等の理由から、残念ながら普及していないのが実態である。

■ 「在宅就業障害者支援制度」の要改善点

1. 名称変更:「在宅」という表現が福祉施設への発注奨励策であることの想起を
阻んでいるため、分かり易い名称に変更する。
⇒ 例:障害者優先発注企業促進制度
2. 在宅就業支援団体(福祉施設)に対するインセンティブ付与。
⇒ 事務ロード(工賃証明書発行等)を軽減し補う支援策を導入する。
例えば、福祉制度上の「支援費加算」を行う。
3. 特例調整金・特例報奨金の増額 支払工賃額の5~6% ⇒ 10%(例)

⑧

「みなし雇用制度」 の導入提言

中島隆信 慶応大学教授
日本経済新聞(2016.11.3) 論考

- ・ 現行法定雇用率制度の矛盾
- ・ 間接業務の増加、効率的経営に
相反する。

法定雇用率の拙速な引き上げは、
障害者と企業双方に不利益となる。

A型事業所への発注を 法定雇用率に算入 法定雇用率 2.5% (想定)

- ・ 千人以上 2.0% まで直接雇用、
それを超える 0.5% は「みなし雇用」
- ・ 千人未満「みなし雇用」で 2.5% 全て
を充当しても良しとする。



⑨

A型・B型等への発注に係わる制度の整合性

障害者雇用促進法における「障害者雇用納付金制度」		
企業からの発注を 受ける福祉事業所	雇用調整金・報奨金 (雇用主に支給)	特例調整金・特例報奨金 (発注企業に支給)
A型事業所(雇用型)	○	× (発注企業の対外なし)
B型事業所(非雇用型)	×	○
就労移行支援事業所	×	○

研進仲介 Honda車部品事業 2008~2015年度(8年間) 実績 & 試算

	2008~8年間 支払工賃額	進和学園 調整金	Honda 特例調整金	合計	備考
A型 (20人)	2億6,340万円 (3,293万円)	5,184万円 (648万円)	なし	5,184万円 (648万円)	B型であれば、Hondaの 特例調整金に1,564万円 が加算される。
B型 就労移行	3億5,474万円 (4,434万円)	なし	2,107万円 (263万円)	2,107万円 (263万円)	調整金は、A型のみに 支給される。
合計	6億1,814万円 (7,730万円)	5,184万円 (648万円)	2,107万円 (263万円)	7,291万円 (911万円)	* ()内は年平均

A型の場合、進和学園(雇用主)に調整金が支給されるが、発注企業のHonda
には、特例調整金等のメリットはない。B型で対応すれば、Hondaの特例調整金
は、2,107万円⇒ 3,671万円(1,564万円の増額)と試算される。

⑩

中間的就労の場への仕事の発注促進策

- ・ A型への発注は、特例調整金・特例報奨金の支給対象とはならない
ため、B型からA型への移行を阻害する真逆のインセンティブと
なりかねない。
- ・ A型(雇用主)への調整金支給は、業務請負(発注/受注)型の場
合、発注企業へのメリットがなく、「仕事の確保」の観点からは、効
果は乏しい。発注企業へのメリット還元を考慮すべきである。
(優先発注企業等厚生労働大臣表彰制度(2015年度創設)は、A
型・B型等を合算した支払工賃総額が評価される)
⇒ 現行制度は、整合性を欠き矛盾を抱えている。

<今後の対策/改善策>

- ⇒ A型事業所への発注の一部を法定雇用率に算入する「みなし
雇用制度」を導入すべきである。(中島隆信教授の提言参照)
この場合、A型(雇用主)への雇用調整金の一部を発注企業へ
の特例調整金に振分け充当することも一案である。
- ⇒ B型等への発注については、現行「在宅就業障害者支援制度」
の特例調整金・特例報奨金(部分的な「みなし雇用制度」)を
改善し、積極的に活用すべきである。(改善点は、P8参照)

以上

⑪

中間的就労の場への仕事の発注促進策

参考資料

- ・ 「ビジネスガイド/障害者の直接雇用と発注による『みなし雇用』」
(2015年12月号/日本法令)(出縄貴史)
 - ・ JL NEWS(日本発達障害連盟 2013年1月号)
「ご存知ですか?在宅就業障害者支援制度」(同上)
 - ・ 日本職業リハビリテーション学会・学会誌
「職業リハビリテーション」(第27巻1号/2013.11.30発行)
⇒ 「労働者と訓練生 雇用と福祉の問題を再考する」(同上)
 - ・ 「障害者の福祉的就労の現状と展望」
(2011 松井亮輔・岩田克彦編著-中央法規-)
~ 第2編第1章「福祉的就労支援現場の現状と課題」を出縄が執筆担当~
- <予定>
- ・ JL NEWS(日本発達障害連盟 2017年5月号)
「『みなし雇用制度』の提言~福祉施設への発注を障害者法定雇用率
の一部に加算~」(同上)

⑫